

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年8月6日	有限会社井上商事(法人番号2120002002749)代表者 井上 猛	大阪府大阪市阿倍野区三木町2丁目2-5	本社	大阪府摂津市一津屋三丁目10番4号	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物運送事業法第17条第1項第2号	令和6年1月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)(6)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	14	14
令和6年8月7日	株式会社ロンコ・ジャパン(法人番号4120001013794)代表者 宮口 弘之	大阪府大阪市東成区東小橋1-11-10	湖南支店	滋賀県湖南市夏見字下五反田638-2,639-2,642	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物運送事業法第17条第1項第1号	令和6年1月29日及び同年2月8日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	1	1
令和6年8月9日	有限会社エフジェクトラスポ(法人番号4120102027132)代表者 藤原 猛	大阪府堺市中区小阪西町6-34	本社	大阪府堺市中区小阪西町6-34	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年1月23日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。の)違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)、(2)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第6号)、(4)事業計画変更の事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(5)(6)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】【12月点検整備の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)(8)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(14)事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出(施行規則第44条第1項第5号)	14	14

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年8月9日	株式会社物流サポート(法人番号6150001008360)代表者 高瀬 郁代	奈良県奈良市紀寺町908-3	本社	奈良県奈良市紀寺町908-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年5月28日及び同年6月11日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0
令和6年8月15日	有限会社足立運輸(法人番号5130002015540)代表者 足立 安弘	京都府京都市中京区西ノ京原町36	本社	京都府京都市中京区西ノ京原町36-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年3月5日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和6年8月15日	有限会社大伴(法人番号9130002025610)代表者 小山 豊	京都府長岡京市神足四反田6番地	本社	京都府長岡京市神足四反田6番地	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年12月7日及び同年12月27日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和6年8月19日	有限会社泰興運輸(法人番号5120102002803)代表者 安川 信弘	大阪府堺市中区深井東町3146	福田	大阪府堺市中区土塔町141-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年10月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	8	1
令和6年8月20日	有限会社丸福物流サービス(法人番号5140002032849)代表者 福岡 英樹	兵庫県宍粟市山崎町川戸1841番地	姫路北	兵庫県姫路市安富町狭戸790番1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物運送事業法第17条第4項	令和6年2月5日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年8月23日	港北ロジテック株式会社(法人番号9140001027813)代表者 北原 康幸	兵庫県神戸市中央区港島9丁目11-1	本社	兵庫県神戸市中央区港島9丁目11-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物運送事業法第17条第1項第2号	令和5年10月25日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更の事後届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(3)事業計画変更の事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
令和6年8月23日	杉村運輸株式会社(法人番号1120001029158)代表者 松崎 力満	大阪府大阪市港区福崎3丁目1番148号	本社	大阪府大阪市港区福崎3丁目1番148号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和6年8月26日	ムラゲチ運送株式会社(法人番号3130001038610)代表者 村口 俊市	大阪府大阪市浪速区稲崎1-6-7	京都	京都府城陽市寺田今橋70番地の9	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年11月17日及び同年12月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年8月26日	株式会社柿本(法人番号8120101026800)代表者 柿本 錠治	大阪府松原市天美我堂7丁目528-2	本社	大阪府松原市天美我堂7丁目528-2	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年1月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)業務の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和6年8月26日	有限会社秋山運送(法人番号9140002039709)代表者 好浦 英二	兵庫県尼崎市尾浜町2-13-16	本社	兵庫県尼崎市尾浜町2-13-16	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年1月30日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	2	2
令和6年8月30日	有限会社スタイリッシュオート(法人番号6150002006322)代表者 藪内 宏隆	奈良県天理市遠田町602-2	本社	奈良県天理市遠田町602-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年3月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	1	1